平成２１年（フ）第４５２号
佐賀県三養基郡基山町けやき台４丁目29番地１
債務者　近藤　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝191番地１
債務者　宇都　紀生
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原669番地
債務者　宮原　優美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
佐賀県佐賀市若楠２丁目12番35号
債務者　江頭　希美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６７号
熊本県鹿本郡植木町大字滴水2199番地
債務者　下山　英昭
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第５８１号
大分県別府市大字南立石2051番地の５
債務者　松本　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４５５号
宮崎市祇園３丁目39番地２　コーポ山口205号
債務者　黒木　真一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２０号
宮崎市大島町立野1495番地４
債務者　森本　和子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８１号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目45番５―103号
債務者　眞邉　秀人
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７１５号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目37番11号　秀峰ハイツ202号
債務者　岩多ハル子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７３４号
鹿児島県鹿児島市田上台４丁目５番３号　福山アパート103号
債務者　福山　弘一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７５３号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目33番４号
債務者　中嶋真由美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
鹿児島県鹿児島市石谷町1514番地６
債務者　慶永　建吾
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４７号
沖縄県国頭郡恩納村字真栄田2419番地２
債務者　石川　　修
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第６１号
沖縄県国頭郡大宜味村字白浜120番地
債務者　平良　春樹
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第２５６号
富山県中新川郡上市町新屋138番地14　グリーン新屋
債務者　東山小百合
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６８号
富山市豊田本町４丁目24番11号
債務者　近藤　啓介
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
富山地方裁判所民事部